

関市アライグマ・ヌートリア防除実施計画

平成29年3月

1 特定外来生物の種類

プロキオン・ロトル（アライグマ）

プロキオン・カンクリヴォルス（カニクイアライグマ）

ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）

2 防除を行う区域

関市 全域（別添、区域図参照）

3 防除を行う期間

防除確認の日から平成 39 年 3 月 31 日まで

4 関市における現状

(1) 生息状況

アライグマ、ヌートリアの目撃情報については、平成 8 年頃から目撃情報が増え始めるとともに農作物被害や家屋の屋根裏に住み着くなどの生活被害が報告されるようになり有害鳥獣駆除による捕獲数も増加している。

天敵がいないうえに繁殖力が強く、雑食性で幅広い食性を有していることから、生息範囲は市内全域に広がっていると推測される。

(2) 関市における被害状況及び防止すべき被害について

① 農業被害

市内での農家等において、アライグマによる被害が約 15 年前から報告されている。一般的に夜間に活動するため、被害初期段階ではアライグマによる被害であることが認識されにくい、雑食性であることから一度被害が発生すると農作物の収穫が皆無となる事例もあり農家の営農意欲が大きく減退することが危惧される。

ヌートリアについては根茎農作物の被害や、岸辺への営巣（巣穴）により、水田に被害を及ぼすことが危惧される。

② 生活環境被害

アライグマは、春から初夏の繁殖期に家屋へ侵入し、天井裏に住みつき子育てを行い、糞尿による被害を発生させている。天井裏のアライグマを捕獲することや繁殖跡地を清掃するためには、家屋等の一部を取り壊し・修理が必要という深刻な状況となることも危惧される。

また、無人の神社仏閣等への侵入による文化財への被害や、空き屋への侵入・定着もみられ、被害報告はなくても地域での監視が必要である。

③ 生態系被害

アライグマの本来の生息地は水辺に近い森林で、果実、昆虫、小動物等に加えて、水辺での採食を行う。現時点では農産物被害と家屋侵入被害が顕在であるが、増加した個体数を維持するために、両生類や爬虫類の希少種を捕食することも想定されるなど、在来種への影響が危惧される。

ヌートリアについては、日本では本種と同じニッチを占める哺乳類は生息しないために、食草である水生植物を大量に捕食し、水鳥などと餌資源をめぐる競合関係が生じる可能性がある。

④ 人の生命及び身体への被害

アライグマは、平成 12 年から日本においても狂犬病予防法の防疫対象になっているほか、北米ではアライグマ回虫の媒介なども報告されている。さらにはジステンパ

一や日本脳炎ウイルス、また、高病原性鳥インフルエンザなどへの感染も報告されていることから、人や飼育動物に噛みつくなどによりこれらの動物由来感染症を媒介することも懸念されている。

(3) 関市における捕獲状況

捕獲については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」という。)に基づく有害鳥獣捕獲許可により捕獲が行われてきた。アライグマ及びヌートリアについては、農作物被害及び生活環境被害防止のための捕獲が主となっている。これまでの捕獲頭数 (単位:頭)

年 度	アライグマ捕獲数		
	農業被害防止	生活環境被害防止	その他
平成25年度	5	13	0
平成26年度	5	10	0
平成27年度	12	7	0
計	22	30	0

年 度	ヌートリア捕獲数		
	農業被害防止	生活環境被害防止	その他
平成25年度	0	22	0
平成26年度	0	5	0
平成27年度	3	0	0
計	3	27	0

※平成28年3月末現在

(4) 被害対策の状況

農業被害による営農意欲低下や、家屋侵入等による生活環境被害及び生態系被害防止に対応するため、外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、適切な目標を設定のうえ、計画的な捕獲を進めていくこととする。

なお、捕獲に当たっては、今後、隣接市町とも連携を図りながら効果的に対策を推進していく必要がある。

5 目 標

最終的には地域からの完全排除を目指す。関市では、アライグマ及びヌートリアの生息範囲が拡大しており、その生息頭数も相当数と考えられるため、本計画期間の目標は、被害の低減及び生息頭数の減少とする。

6 防除の方法

(1) 捕獲及び処分

①捕獲重点地域の設定

捕獲を行う際には、農業被害や家屋に住み着くなどの通報があった地域から、優先的に捕獲を行い、捕獲状況、被害状況の推移を注視していく。

②捕獲方法

アライグマ及びヌートリアの生息環境の状況や錯誤捕獲防止の観点や、これまで

の捕獲実績や捕獲体制等を勘案し、捕獲檻（箱わな）による捕獲とする。

事故防止に万全の対策を講じ、事前に地域住民への周知を図り、また各捕獲檻に、本計画に基づく防除による捕獲である旨、及び従事者の連絡先の表示を行う。

設置後は錯誤捕獲を避けるため原則一日一回見廻りを行う。また、アライグマ、ヌートリア及び他の鳥獣の更なる農業被害への遠因とならないよう、餌の選択について配慮を行う。

③ 捕獲体制

ア 捕獲の従事者

従事者は、原則として鳥獣保護法によるわな狩猟免許を有する者とし、市内の猟友会を中心とした体制を基本とする。ただし狩猟免許を有しない者であっても関市から適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての説明を受けた者については、捕獲に従事できることとする。

イ 従事者の登録

市は捕獲の従事者に従事者証（様式第1号）を発行し、従事者台帳（様式第2号）を作成する。従事者は捕獲を実施する際には従事者証を携行するものとする。

ウ 協力体制

捕獲（猟具の設置及び捕獲後の措置）については従事者が実施するが、錯誤捕獲防止のための見廻り、餌の管理等については、従事者の指導のもと地域住民等による協力を行う。

④ 捕獲にかかる留意事項

ア 事故の発生防止

- ・捕獲檻を設置した場所の周辺で子供等が遊ぶことなどが無い等周辺への安全確保を徹底する。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じることとする。
- ・捕獲個体は、寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲した個体の取り扱いに当たっては、革手袋を使用し、接触や糞の始末の後には充分手洗いなどを行うようにする。また、防除の際に負傷した場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じることとする。
- ・使用後の捕獲檻は、洗浄等を行い、感染症等を防止する。

イ 防除区域及び期間の配慮

- ・他の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けることとする。
- ・鳥獣保護法第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう実施することとする。

⑤ 捕獲個体の処分

ア 処分方法

捕獲した個体は、原則としてできる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分することとする。

その方法として、炭酸ガス等を用いた安楽死処分等を行うなど適正に処分することとする。

なお、捕獲個体の運搬にあたっては、逸出防止のため捕獲檻に入れたまま扉を針金や施錠等で補強し、車両に積載する場合は捕獲檻を固定する等の措置を講ずる。

イ 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、外来生物法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すことができるものとする。

⑥殺処分後の個体処理

感染症の危険性等を勘案し、原則としてクリーンプラザ中濃で焼却することとし、やむを得ず埋葬する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意するものとする。

(2) 捕獲の記録及び報告

従事者は、設置した捕獲檻 1 基ごとに 1 枚の捕獲報告書（様式第 3 号）に実績を記録し、関市に提出するものとする。

(3) モニタリング

① 関市は、従事者からの捕獲報告書及び住民等からの目撃情報・被害情報等により生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を捕獲の実施に適切に反映するよう努める。

② 捕獲した個体は、研究機関等から要請があれば、できる限り捕獲個体調査、感染症調査等に提供し、科学的知見の蓄積に役立てるものとする。

7 普及啓発

市民の参画と協働によって防除が効果的に実施されるよう、市の広報誌により普及啓発、情報提供を行うこととする。